

発行所
白石市役所
白企函審議室
白石市桜小路35
TEL(代) 2111
発行定日 毎月15日
(売価 1部2円)



納税申告
特集号

▼昭和38年度個人市民税・県民税の申告について

本年も住民税(個人市民税・県民税)の申告期限が近づいて来ました。住民税に関する法律(地方税法)が昭和36年に改正されて(申告等の義務)すでに昭和37年度より適用されていますので市民の各位にはすでに御存知のことと思えますが、課税の公平適正を期するために、みなさんの正しい誠実な申告をしていただくかねばなりませんので、申告についてのあらましを、お知らせします。

●住民税の申告書

提出期限は毎年3月20日までです。

提出期限までに申告されなかつたり、該当事項が記入されていないときは、事業専従者の取扱いや、所得控除、税額控除などの各種控除が受けられなくなりま

●申告をしなればならない人

賦課期日(昭和38年1月1日)現在、白石市内に住所又は居所を有する個人は前年中に所得のあった人は原則としてすべて申告書を市長に提出しなければなりません。

給与所得者(給与支払報告書を市長に提出する義務がある給与支払者から給与の支払を受けている人)は通常の場合、申告する必要はありませんが、給与の外に農業、配当、家賃、地代原稿料、退職金等の所得がある人は申告を要します。給与所得者で雑損控除、医療費控除をうけようとする人は、別に定める申告書を一般の方と同様3月20日

料による所得(変動所得)又は、役務の提供を約することにより一時的に取得する契約金による所得、その他臨時に発生する所得(臨時所得)のあった人が申告することが出来る(1)の申告の附属申告書です。

或いは雑損失の金額で前年度分以前の所得割について引ききれなかった金額があつた場合に提出します。

事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、不動産所得、雑所得)及び退職所得の金額又は山林所得金額。(2) 事業専従者に関すること。

住民税、所得税、事業税の申告時期です

皆さん正しい申告をいたしましょう

●申告書の種類

市民税、県民税申告書の申告書は、すべての申告義務者の方に提出していただくもので住民税課税の根拠となるものです。

●変動所得、臨時所得申告書

漁獲から生ずる所得、原稿料、若しくは作曲

●給与所得者用繰越控除申告書

この申告書は、(3)の申告と同様に給与所得者が前年3年間(38年度の申告については34年から36年までの間)に生じた変動所得の計算上の損失金額又は、被災たな卸資産の金額

●一般の申告書に添付する附属申告は、(2)の変動所得、臨時所得申告書の外、次の特殊な明細書があります。

- (1) 損失明細書
- (2) 繰越控除の明細書
- (3) 資産合算課税明細書

●申告すべき事項

- (1) 前年中の総所得金額

▼市民税の所得計算と所得控除及び税額控除

① 所得の計算

算式
総収入金額ー必要経費
＝所得金額

この場合の経費は収入を得るために要した費用であつて、青色専従者給与額や青色専従者以外の専従者(白色専従者)控除額は含まれません。又生活費等の家計費は、経費にはなりません。

② 所得控除

所得割の納税義務者について 九万円(基礎控除)

③ 税額控除(所得割の税額から差引かれる金額)

- (1) 扶養控除
- (2) 扶養親族一人について (2頁へつづく)

留意下さい。

● **市県民税申告受付所の開設**

昭和38年度市県民税申告受付日程は別面の通り実施しますから、申告に必要な資料をあらかじめ準備して下さい。なお日程等については、後日あらためて自治会長さんを通じてお知らせいたします。

● **所得税、事業税、市県民税共同納税相談申告受付所開設**

所得税の確定申告のほか、個人事業税の申告、個人市県民税の申告と申告義務者には従来よりお手を煩わせておりますが、本年より所得税の確定申告をする方については、個人事業税、個人市県民税申告を同一会場を受付することになりました。(個人事業税の申告書及び市県民税の申告書の提出期限は3月20日までです。所得税の申告期限は3月15日です。3月15日までであれば、共同納税相談会場で受けつけます。)

会場には所得税納税相談所、個人事業税申告受付所、個人市県民税申告受付所をそれぞれ設置してありますから、御利用下さるようお知らせいたします。

なおこの共同納税相談申告受付所にお出で願う方

は、所得税の確定申告書、個人事業税申告書、個人市県民税申告書を同封で日程会場等へ御連絡いたします。

● **県民税所得割額の減額又は還付について**

昭和36年分の所得税において、課税総所得金額、課税所得金額のあつた人で、昭和37年分の所得税において課税総所得金額、課税所得金額のなくなった人は、昭和37年度の県民税に限り減額又は還付されます。昭和38年6月1日から6月30日まで減額申告書を市役所へ提出して下さい。申請用紙は市役所税務課に備へてあります。

● **個人事業税について**

個人事業税については、昭和37年度からいろいろ改正が行なわれ、新たに各種の控除がとり入れられました。従来青色申告者のみに認められていた事業専従者控除を白色申告者にも認められ、昨年より適用になりました。控除の適用を受けたい方もありますので、昭和38年度についてはお忘れなく申告書に記載の上必ず申告して下さい。

※申告期限は3月30日です。

申告しないと次の各種控除が認められなくなります。(事業主控除を除く)

① **損失の繰越控除**
(所得税の青色申告をしていない人に限ります)
この控除は個人の前年3年間の所得の計算上生じた損失の金額で前年分に控除されなかった部分の金額は損失の生じた年に規定の申告をし、かつその後も連続申告をしている場合で、これらの年分につき

出がない場合においても損失を生じた年に申告をし、かつその後の年分の申告につき連続して申告している場合に限り所得の計算上控除されることとなる。

被災事業用資産の損失の金額とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして、政令で定める(災害による商品、原材料)資産の損失の金額です。(保険金、損害賠償金でうめられた金額は除く)

② **被災事業用資産の損失の繰越控除**
(すべての人に認められます)
この控除は前年3年間のこの事業の所得の計算上生じた損失のうち、被災事業用資産の損失の金額で前年分に控除されなかった部分の金額は、所得税法の規定による青色申告書の提出の際に限り控除されます。

③ **事業用資産の譲渡損失の控除**
(すべての人に認められます)
この控除は個人が直接事業の用に供する資産で譲渡したため生じた損失の金額は申告した場合に限り所得の計算上控除されることとなります。

控除対象となる資産は固定資産及び牛馬、果樹等で事業の用に供しなくなった日の翌日から一年を過ぎた

日の前日までに譲渡が行なわれたものに限り認められます。従つて土地、家屋、構造物及び商品、原材料、製品、半製品、仕掛品等のたな卸資産は含まれません。譲渡損失の金額については繰越控除の適用はありません。

④ **事業主控除**
一年を通じて算定するものであり、年中途中で開業した場合には月割計算になります。

⑤ **事業専従者控除**
事業を行う個人と生計を同じくする親族(前年の12月31日において年令が15才未満の者を除く)でもつぱらその事業に従事する人であり、育児、その他家事に従事する人、又は時折その事業を手伝うに過ぎないような場合には事業専従者にはなりません。

※また所得税、市県民税の申告の際、配偶者控除、又は扶養控除の対象とされた人であつても現にもつぱら事業に従事した人である限り事業税の専従者となりません。

※事業専従者控除が認められる専従者給与及び控除額は次の額によります。
青色申告者については年8万円が限度額です。その他の専従者(白色申告者)

については、八万円を限度とし、又は配偶者に所得がなるとき及び配偶者の所得金額が5万円以下のときは、7万円
② 配偶者の所得金額が5万円以上のときは、5万円

2 扶養親族が2人以上の場合
扶養親族が一人の場合の額に親族一人増すごとに3万円を加えた額を控除します。

(イ) 基礎控除
所得割の納税義務者、一人について9万円

③ **税額控除**
所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合は、一人について千円。

所得割の納税義務者が障害者、高齢者、寡婦、勤労学生である場合、千円。

④ **税額控除の特例**
所得割の納税義務者について適用されます。
(イ) 配偶者である扶養親族について二百四十円。
(ロ) 配偶者を除く満15才以上の扶養親族一人について、二百四十円。
(ハ) 青色申告者一人について、四百八十円。白色申告者一人について、二百四十円。

※税務署に所得税の確定申告をされた方でも県民税の申告書を提出されないとあらゆる控除が認められませんからその方々についても充分御注意下さい。(3頁へつづく)



白石市
宮城県大河原税務署
大河原税務署

共同納税相談申告受付会場
各種税のすまされた方
又はされる方は市県民税、事業税の申告受付会場に出向く必要はありません。
なお、御不明な点がありましたら市役所税務課又は大河原税務所(電話大河原五五一)におたづね下さい。

昭和三十八年二月

月日	区域	場所
2月28日	白石市	白石市公会堂
2月27日	大川町	大川町公会堂
2月26日	大川町	大川町公会堂
3月1日	小原町	小原町公会堂

四百五十円。

この控除の受けることが出来る扶養親族とは所得割の納税義務者と生計を同じくする配偶者、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前年中の各種所得の合計金額が5万円以下の人です。ただし、青色申告者及び白色申告者は専従者控除の対象となるので扶養親族控除は受けられません。

(イ) 専従者控除
専従者とは、納税義務者と生計を同じくする配偶者その他の親族の内満15才以上の者で納税義務者の経営する事業に原則として6ヶ月以上をこえる期間もつぱら従事した者をいいます。ただし、学生、生徒及び他に職業のある人又は、老衰その他心身の障害によりその事業に従事すること出来ない人は事業専従者から除かれます。
青色申告者 一人につき 千五百円
白色申告者 一人につき 七百円

(ロ) 障害者控除
所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合、又は本人が障害者である場合障害者一人について七

百円

(ニ) 老年者控除
所得割の納税義務者が老年者(明治31年1月1日以前に出生した1月の)である場合、七

(ホ) 寡婦控除
所得割の納税義務者が寡婦(老年者でなく、夫と死別又は離婚し離婚後婚姻していない人及び夫の生死が明らかでない人で扶養親族のある人)であるもの、七百円

(ヘ) 勤労学生控除
所得割の納税義務者が勤労学生(学生、生徒で自己の勤労による合計所得金額が20万円をこえない人や自己の勤労によらない所得が9万円をこえる人は除かれます)である場合七百円

▼ **県民税の所得計算と所得控除及び税額控除**

① **所得の計算**
所得金額
課税所得金額
課税所得金額
課税所得金額
課税所得金額

ついて、八万円を限度とし、又は配偶者に所得がなるとき及び配偶者の所得金額が5万円以下のときは、7万円
② 配偶者の所得金額が5万円以上のときは、5万円

2 扶養親族が2人以上の場合
扶養親族が一人の場合の額に親族一人増すごとに3万円を加えた額を控除します。

(イ) 基礎控除
所得割の納税義務者、一人について9万円

③ **税額控除**
所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合は、一人について千円。

所得割の納税義務者が障害者、高齢者、寡婦、勤労学生である場合、千円。

④ **税額控除の特例**
所得割の納税義務者について適用されます。
(イ) 配偶者である扶養親族について二百四十円。
(ロ) 配偶者を除く満15才以上の扶養親族一人について、二百四十円。
(ハ) 青色申告者一人について、四百八十円。白色申告者一人について、二百四十円。

得金額の500をこえる金額(限度額15万円)を控除します。
この控除を受ける人は医療費等の領収証を添付して下さい。

(イ) 社会保険料控除
前年中に健康保険、国民健康保険、国民年金等の料金を支払つたり又は、給与から差引かれたときは、その額を控除します。

(ロ) 生命保険料控除
申告者が自己又は生計を同じくする親族を受取人とする生命保険契約について申告者が前年中に支払つた保険料があるときは、一万五千円まではその全額、支払金額一万五千円をこえ三万円までは、一万五千円をこえる額の半分の額を加えた金額、支払金額が三万円以上のときは、二万二千五百円を控除します。

(ハ) 扶養控除
申告者と生計を同じくする配偶者、六親等内の血族及び三親等内の姻族のうち、前年中の合計所得金額が5万円以下の人に限り、以下のように控除を受けます。
1 扶養親族が一人の場合
① 配偶者がいないとき、

又は配偶者に所得がなるとき及び配偶者の所得金額が5万円以下のときは、7万円
② 配偶者の所得金額が5万円以上のときは、5万円

2 扶養親族が2人以上の場合
扶養親族が一人の場合の額に親族一人増すごとに3万円を加えた額を控除します。

(イ) 基礎控除
所得割の納税義務者、一人について9万円

③ **税額控除**
所得割の納税義務者が障害者である扶養親族を有する場合は、一人について千円。

所得割の納税義務者が障害者、高齢者、寡婦、勤労学生である場合、千円。

④ **税額控除の特例**
所得割の納税義務者について適用されます。
(イ) 配偶者である扶養親族について二百四十円。
(ロ) 配偶者を除く満15才以上の扶養親族一人について、二百四十円。
(ハ) 青色申告者一人について、四百八十円。白色申告者一人について、二百四十円。

※税務署に所得税の確定申告をされた方でも県民税の申告書を提出されないとあらゆる控除が認められませんからその方々についても充分御注意下さい。(3頁へつづく)

昭和37年度の納税はお済みですか
未納の方はすぐ完納して下さい

昭和38年度市県民税申告書受付日程

月日	時間	場所	受付区域	月日	時間	場所	受付区域
2.18	9~3	越河出張所	1、2、3、4区	3.7	9~11 1~4	弥治郎集会所 鎌先詰所	弥治郎先
〳 19	9~3	全上	5、6、7区	〳 8	9~11 9~11	上原集会所 下原集会所	上原 下原
〳 20	9~3	全上	8、9、10区	〳 8	1~4	薬師堂	尾籠
〳 21	9~3	斎川出張所	1、2、3、6、7、8区	〳 8	9:30~2	大網集会所	大網
〳 22	9~3	全上	4、5区	〳 9	9~3	深谷小学校	西上、西下、東
〳 22	9~3	大平分室	5、6、7、8区	〳 10	9~3	全上	南区、北区
〳 23	9~3	全上	1、2、3~1 3~2、4区	〳 11	9~3	福岡分室	沖
〳 25	9~3	白川出張所	2、3区	〳 12	9~3	全上	山ノ下、山根
〳 26	9~3	全上	1、4、5区	〳 13	9~2	水分神社	八宮、芹沢
〳 27	9~3	毘沙門寺	6、7区	〳 14	9~3	観福寺	鷹巣
〳 27	9~3	大鷹沢出張所	10、11、12区	〳 14	9~3	小下倉集会所	小下倉
〳 28	9~3	全上	1、2、3、4区	〳 15	9~3	伝習農場	上郡山、郡山
3.1	9~3	大鷹沢出張所	5、6、7、8区	〳 16	9~4	公会堂	南町、田町、本町
〳 2	9:30~2	上戸沢公民館	上戸沢	〳 17	9~4	全上	中町、長町、百理町、短ヶ町、新町
〳 2	9:30~2	下戸沢公民館	下戸沢	〳 18	9~4	全上	西益岡、中益岡、東益岡
〳 2	9:30~2	冷清水集会所	冷清水	〳 19	9~4	全上	清水小路、寿町、柳町、本郷1
〳 4	9:30~2	赤井畑集会所	赤井畑	〳 20	9~4	全上	本郷2、3、4
〳 4	9:30~2	大熊集会所	大熊、東	◎ 申告用紙は各会場に備付けてあります。 たゞし白石地区分は自治会長さんから配付を受けて下さい。 ◎ 三住、蔵王、不忘、川原子、沼地区については申告用紙を送付しますから各自記入の上3月20日迄市税務課へ提出して下さい。 ◎ 一般申告書の附属申告書及附属明細書を必要な方は市役所税務課の方へ請求して下さい。			
〳 4	10~2	小久保平集会所	小久保平				
〳 5	9~3	小原出張所	塩倉、中北				
〳 5	9~3	新町集会所	新町、猿鼻				
〳 6	9~3	赤坂本多氏宅	赤坂				
〳 6	9~3	明戸集会所	明戸				
〳 7	9~11 1~4	滝上集会所 滝下集会所	滝上 滝下				